

第9章 普及・啓発活動

1. 啓発・広報

- (1) 大分エコライフプラザにおける普及・啓発
- (2) 3きり運動推進事業
- (3) 小冊子・副読本の制作・配布
- (4) 大分市ごみ減量・リサイクル推進優秀団体表彰式
- (5) 「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」等による各種説明会の開催
- (6) ごみについての「体験環境学習」の開催
- (7) 各種広報媒体の貸出し
- (8) その他の活動

2. クリーン推進員

3. まちの美化対策

- (1) クリーンステーション運動の推進
- (2) 郵便局による不法投棄の情報提供
- (3) 「ごみの不法投棄防止強化月間」行事
- (4) きれいにしょうえおおいた推進事業
- (5) 大分市ごみ拾いパートナー登録制度
- (6) ポイ捨て等の防止に関する条例にかかる事業

第9章 普及・啓発活動

大分市では、一人でも多くの方が「ごみ減量・リサイクル」に関心を持てるよう、啓発や広報活動を通じてごみに対する意識の向上を図るとともに、ごみのない「日本一きれいなまち」を目指し、美化意識の高揚と美化活動の推進を図るため、各種の施策を積極的に推進している。

1. 啓発・広報

(1) 大分エコライフプラザにおける普及・啓発

大分エコライフプラザは、大分市大字福宗のリサイクルプラザに併設されたごみ減量・リサイクルに関する啓発施設で、館内には学習・展示コーナーや、家具・自転車の再生工房などを設置している。

大分市民及び由布市民を対象にした古布のリメイクなどのリサイクル体験教室の開催のほか、毎月第1日曜日は再生家具・自転車の抽選会やフリーマーケット、子どもを対象にしたリユースイベントであるおもちゃ交換会「かえっこバザール」を開催している。(フリーマーケットは、8月は夏季休業、12月～2月は冬季休業)

平成 27 年度からは幼児向け環境教育として幼稚園や保育園等でごみ減量紙芝居を開催するとともに、平成 30 年度からは、従来の古着に加え、おもちゃと絵本のリユースコーナーを設置し、リユースの取組の広まりを図っている。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、イベント等の一部を中止・縮小している。



フリーマーケット



ごみ減量紙芝居



かえっこバザール

(2) 3きり運動推進事業

平成 28 年度から、食材を上手に使いきる「使いきり」、おいしく残さず食べる「食べきり」、生ごみをしっかりしぼる「水きり」を「3きり運動」として、テレビやラジオ、広報誌等を用いて、市民への周知・啓発を行っている。

また、「食べきり」の一環として、宴会等での食べ残しを減らすため、はじめの 30 分と終わりの 10 分は席について食事を楽しむ「食べきり！ おおいた 3010 運動」や、お店での食品廃棄を減らすため、購入してすぐに食べる場合は手前から取る「てまえどり運動」を広報誌や情報誌のほか、街頭啓発や飲食店でのポスター掲示等を通じて市民・事業者に向け、呼びかけている。

さらに、10 月の「食品ロス削減月間」には、街頭啓発活動を実施し、市民に対して食品ロスの削減を呼びかけている。



(3きり運動)



(食べきり！ おおいた 3010 運動)



(食品ロス削減)

(3) 小冊子・副読本の制作・配布

○社会科環境教育副読本

- ・「わたしたちと環境」

ごみの流れについての理解を深めるとともに、ごみを減らす工夫を学ぶことを通して私たちの環境とくらしについて考えるため、小学校 4～6 年生を対象に社会科等の副読本として活用している。

※市内小学校に一部ずつ配布するほか、市のホームページ上で公開している。

○小学生向け学習ノート

- ・学習ノート「私たちのくらしとごみ」

小学生を対象に実施するごみについての体験学習において「ごみの減量・リサイクル」や「ごみの分別・出し方」等を学ぶため学習ノートを活用している。※体験学習の資料として配布するほか、市のホームページ上にて公開している。



○市民啓発用冊子

・「家庭ごみ分別事典」

ごみの分別方法やリサイクル対象品の処理方法、品名ごとの排出方法等を掲載した「家庭ごみ分別事典」を、平成 26 年に全世帯に配布した。令和 2 年には、表紙デザインを一新し、ごみ減量の啓発ページ等を追加した「家庭ごみ分別事典(資源物とごみの分け方・出し方)」を全世帯に配布した。また、転入者や必要な方へ配布出来るように、各支所等に置いている。



○事業所向け

・「事業系廃棄物の減量・適正処理の手引き」(平成 28 年度改訂)

事業系廃棄物の処理責任や処理方法、減量化や再資源化に関すること等を紹介した手引きを作成した。冊子の作成は行わず、PDF 形式にてホームページに掲載した。

(4)大分市ごみ減量・リサイクル推進優秀団体表彰式

市民のごみに対する意識の高揚や、地域の環境美化の推進を図るため、廃棄物の減量・リサイクルや適正処理、地域の環境美化等に積極的に取り組んでいる事業所や地域団体を表彰し、市報やホームページで取組みを紹介している。



【ごみ減量推進事業所】

ごみ減量推進事業所として指定されている事業所の中でも特に事業系廃棄物の減量や適正処理に積極的に取り組み、貢献している事業所を表彰している。

・令和 4 年度表彰事業所数 3事業所

【エコショップ認定事業所】

ごみ減量やリサイクル、環境保全等に積極的に取り組んでおり、エコショップとして認定されている小売店舗等の事業所のなかでも特に顕著な活動を実施している事業所を表彰している。

・令和 4 年度表彰事業所数 3事業所

【有価物集団回収団体】

集団回収運動におけるごみ減量・リサイクル推進への取組に加え、活動を通しての地域コミュニティの活性化に取り組んでいる団体の中でも特に優れた成果を収めている団体を表彰している。

・令和 4 年度表彰団体数 4団体

【きれいにしょうえおいた推進団体】

ボランティアのごみ拾いや、ポイ捨て・不法投棄等防止パトロールの活動を通じて地域の環境美化の推進に取り組んでいる団体の中でも特に優れた成果を収めている団体を表彰している。

・令和4年度表彰団体数 3団体

(5)「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」等による各種説明会の開催

多くの方に、ごみ減量やリサイクルについて関心を持っていただき、日々の生活の中で実践していただくことにより、循環型社会の形成を図ることを目的とし、「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」等を開催している。

また、住民(団体単位)からの要望に応じて、ごみに関する各種説明会に講師として職員を派遣している。



(6)ごみについての「体験環境学習」の開催

小学生を対象に小学校及び公民館等で「ごみの減量・リサイクル」や「ごみの分別・出し方」等について、暮らしの中で応用ができるような学習を目的に開催している。また、ごみ収集車を使用したごみの積み込み体験など、体験型の学習を行っている。

令和3年度より、未就学児を対象とした絵本・紙芝居(ぼくたちわたしたち生まれ変わりがかったなあ!)を発行し、幼稚園児に対して紙芝居を行った。



(7)各種広報媒体の貸出し

ごみについての認識を深めてもらうため、啓発用DVDを始め、パネルやリサイクル見本を、「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」や各種会議の際に活用するとともに貸出しも行っている。

○啓発用DVD

・4R推進、生ごみ削減啓発DVD(令和元年度)

家庭ごみ分別方法やリサイクルについてドラマ形式で分かりやすく解説

○啓発パネル（3きり運動・食品ロス削減・コンポストの使用方法等）



○リサイクル見本（ペットボトル再生品やリサイクル原料等）

(8)その他の活動

清掃事業について市民や事業者理解と協力を得るため、市報や市のホームページ、新聞、ラジオ、テレビ等を随時活用するとともに、時宜に応じたチラシ、パンフレット、ポスター、立て看板を作成し、積極的に広報・啓発活動に取り組んでいる。

○イベント時の啓発

環境展等において、ごみ減量・リサイクル推進についてのブースを設け、各種事業の紹介などを行っている。

(主なイベント) ・おおいた人とみどりふれあいいち(3月～5月)

- ・大分市環境展(6月)
- ・大分市ホームタウン DAY(7月)
- ・食品ロス削減月間の街頭啓発(10月)
- ・おおいた食と暮らしの祭典(10月)



○リサイクルおおいた

ごみの分別方法や、排出量等の情報を市民に提供し、ごみに対して関心を持ってもらうことにより、ごみ減量・リサイクルを推進することを目的とし各世帯に配布している。

令和4年度は年間4回(4月、8月、10月、2月)市報内の特設ページに掲載している。

4月1日号



8月1日号



10月1日号



2月1日号



○生ごみ減量事業啓発パンフレット

市民に、市が行っている「生ごみ処理機器購入補助事業」や「段ボールコンポスト普及啓発事業」等の生ごみ減量施策を積極的に活用していただくことを目的に、各事業の詳細をパンフレットとして作成し周知を図っている。

生ごみ減量施策

- 「生ごみ処理機器購入補助事業」
- 「生ごみ処理容器貸与事業」(コンポスト・ボカシ)
- 「段ボールコンポスト普及啓発事業」
- 「生ごみのひと絞り運動」



○事業所から出るごみの減量と分別のポイント

事業所から出るごみの減量と分別のポイントについて分かりやすくまとめ、一般廃棄物収集運搬業許可業者や事業者等に配布し、市のホームページへ掲載することで、事業所から排出されるごみの適正処理への協力を図っている。



2. クリーン推進員

市民の清掃思想の普及高揚と清掃事業の円滑な運営を図るため、昭和 55 年 9 月に「大分市クリーン相談員」制度を発足させ、人口の増加や清掃行政の変革にあわせて増員を図ってきた。

平成 12 年度から、制度を更に拡充するため、各自治会に 1 名を配置し、名称を「大分市クリーン推進員」制度に変更し、平成 20 年度からは、世帯数 800 以上の自治会については、2 名のクリーン推進員を配置することができるように変更した。その後、平成 26 年度からは、概ね 500 世帯以上の自治会については、2 名の配置を可能とした。

任期は 2 年で市長からの委嘱により活動している。

クリーン推進員は各自治会から推薦され、主に「ごみの正しい分別の啓発」、「不法投棄の抑止」、「まちの美化対策の推進」など、地域からのいろいろな情報の提供や清掃事業に対する意見・提言を行っている。

平成 26 年 4 月からは、クリーン推進員校区連絡会議の積極的な活動を支援するため、総会や研修会に係る対象経費を補助するクリーン推進員総会等補助金の制度化を図った。

クリーン推進員総会等補助金実績

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総会	8校区	7校区	8校区	5校区	2校区	3校区	3校区

3. まちの美化対策

(1) クリーンステーション運動の推進

各地域におけるごみステーションの改善と美化意識の向上を図るため、自治委員、クリーン推進員、班・組長、事業者等と協議しながら計画的な取組みを行っている。

排出マナーの悪いステーションについては、クリーン推進員と連携を図り持続的な指導を行い、排出マナーの向上を図るとともに、状況によっては早朝の排出指導を行っており、毎年 10 月には「ごみ出しマナーアップ推進月間」として、ごみステーションへの早朝排出指導を清掃指導員が積極的に行っている。

また、ごみステーションには出されているが、収集日以外のごみや、分別が出来ていないごみ及び、市が収集しないごみについては、「違反シール」を貼る等により、正しいごみの出し方の呼びかけ指導をしている。

平成 26 年度から市民の環境美化意識及びごみ分別意識の高揚を図り、もってごみ減量及びリサイクルの推進を図るため、ごみステーションを管理する自治会に対し、ごみステーション設置等補助金制度を新設した。

また、平成 27 年度からは、ごみステーションに設置する被せネットの支給も開始した。

ごみステーション設置等補助事業 補助実績

年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4
ごみステーション設置	交付件数	56	65	67	61	64	39
	補助額(千円)	4,543	7,004	6,367	6,322	6,882	3,914
ごみステーション改修	交付件数	42	26	27	40	30	25
	補助額(千円)	1,219	944	1,264	1,195	933	1,086
被せネット等購入	交付件数	21	31	22	15	5	6
	補助額(千円)	57	66	49	31	13	16
計	交付件数	119	122	116	116	99	70
	補助額(千円)	5,819	8,014	7,680	7,548	7,828	5,016

被せネット支給実績

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
枚数	912	948	934	1,089	1,107	938

(2) 郵便局による不法投棄の情報提供

不法投棄の情報提供を目的として、平成 13 年に「大分市郵政まちづくり協議会」と「廃棄物の不法投棄に関する協定」を締結した。

平成 17 年の野津原町、佐賀関町との合併を経て市域が拡大していることなどから、平成 26 年 6 月 30 日に日本郵便株式会社と「不法投棄の情報提供に係る協力活動に関する協定」を締結した。

家庭ごみ有料化制度の開始により不法投棄を危惧する声があることなどを踏まえ、郵便局が持つネットワークと配達員の機動性に着目し、連携協力する中で、不法投棄の早期発見と未然防止を目指している。

(3) 「ごみの不法投棄防止強化月間」行事

毎年 11 月を「ごみの不法投棄防止強化月間」と定め、この期間中、横断幕の掲示による不法投棄防止の呼び掛け、一斉パトロールや投棄物の撤去、その他広報活動により不法投棄防止運動を展開している。

(4) きれいにしようえおいた推進事業

平成 16 年度より、モデル事業として里親制度(アダプトプログラム)によるボランティア清掃活動を開始した。

初年度は、5 団体を選定し、モデル的に実施し様々な問題点等の解消にあたり、平成 17 年度からは全市域を対象に活動団体を公募し、日本一きれいなまちづくりを目指した活動を展開している。

活動団体には、清掃用具の貸与及びごみ袋等の支給による活動支援を行っている。

また、平成 29 年 4 月 1 日より「不法投棄監視ネットワーク事業」、「ポイ捨て等防止パトロール団体」と事業統合し、市民の健康及び生活環境に支障を及ぼす恐れのある不法投棄を未然に防止するため、市民と行政とが協働して監視等を行い、情報を共有することにより、清潔で美しいまちづくりを目指している。

活動団体数(登録人数)	268 団体(8,718 人)
-------------	-----------------

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(5) 大分市ごみ拾いパートナー登録制度

地域の環境美化に取り組む方のために、平成 26 年 4 月から大分市ごみ拾いパートナー登録制度を開始した。

この制度に登録し、大分市内の公共の場所において、ボランティアで清掃する個人または団体に対し、収集したごみを「ごみステーションに排出する場合」や「ごみ処理施設に直接持ち込む場合」に使用できるボランティア専用袋を交付している。

活動団体数(登録人数)	875 団体(15,391 人)
-------------	------------------

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(6)ポイ捨て等の防止に関する条例にかかる事業

平成 18 年 7 月に「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」が施行され、平成 19 年 1 月からは罰則適用も開始されており、中心市街地のポイ捨て防止等強化区域内ではごみが減少してきている。

しかし、依然として違反者が後を絶たない状況であり、特に強化区域内では指定喫煙所以外での喫煙違反、強化区域外ではたばこの吸い殻等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置が見かけられ、この条例がまだ市民全体に浸透していないことも窺えることから、今後も、引き続き啓発活動等を行うことにより、条例の周知を図っていく。

また、土地区画整理事業により大きく街の姿が変わりつつある大分駅南地区を強化区域に指定し、多くの市民が集う広場等の快適な環境の確保を目指す。(ポイ捨て防止等強化区域図参照)

(条例の内容)

□ 禁止行為及び制限等

- ・たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て(市内全域)
- ・飼い犬のふんの未回収(公共の場所)
- ・指定喫煙所以外での喫煙(強化区域内)

□ 勧告及び過料

- ・強化区域内:過料の徴収
- ・強化区域外:改善勧告し、従わない場合は事実の公表

□ 努力義務

- ・歩きたばこはしない(市内全域)
- ・配布したビラやチラシ等が散乱した場合は回収する(公共の場所)

□ 市民等の責務

- ・屋外で自ら生じさせたごみは、持ち帰るか、ごみ箱に入れる。
- ・屋外では、飼い犬のふんは放置しない。
- ・地域の美化活動に積極的に参加し、ごみの散乱のない美しいまちづくりを推進する。
- ・市が実施する施策に協力する。

□ 事業者の責務

- ・事業所の周辺や事業活動を行う地域での市民等への意識の啓発や清掃活動を行う。
- ・容器飲料を販売する場合は、回収容器を設置し、適正に管理する。
- ・市が実施する施策に協力する。

□ 市の責務

- ・ポイ捨て等の防止のための施策を策定、実施する。
- ・ポイ捨て等の防止のための市民等・事業者への意識の啓発と自主的な活動を支援する。

○ポイ捨て等の防止に関する条例違反に係る実績

ポイ捨て等の防止に関する条例の施行後、強化区域内においてポイ捨て防止等指導員による巡回パトロールを行っている。

また、条例施行前の平成 18 年 6 月から、強化区域内の 2 箇所にて定点調査を行い、通行量とごみ量(ごみの種別は、たばこの吸い殻、空き缶、空き瓶、ペットボトル、紙パック類、チューインガム、ビラ、チラシ類、その他)の調査を行っている。

※ ポイ捨て防止等指導員 6 名 (2 人 1 組で 3 班に分かれて巡回)

※ 定点調査は隔月で 5 日間(午前・午後)連続して実施している。(19 年度までは毎月実施)

ポイ捨て防止等強化区域

